仕　様　書

航空自衛隊静浜基地

仕様書（その１）

１　業務件名

静浜基地における売店の出店業者の募集について

２　業務内容

売店の設置及び経営の業務

３　相手方の決定

本業務を行う者については、航空自衛隊静浜基地司令（以下、「甲」という。）が決定する。

４　国有財産の使用許可

(1)　本業務を行う者は、売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2)　次のアからクのいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア　国有財産の使用許可の相手方（以下、「乙」という。）が使用条件に違反したとき。

イ　乙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ　国において使用物件を必要とするとき。

エ　乙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員（以下「暴力団員」をいう。）であるとき。

オ　乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ　乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ　乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク　乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(3)　使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、乙は直ちに

自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、乙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5　乙の資格

乙は、次の各号に掲げる条件を満たしていること。

(1)　業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
(2)　業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
(3)　国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
(4)　本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6　国有財産使用料

乙は、売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

１平方メートルあたりの国有財産使用料は、次のとおりとする。ただし、次の使用料は令和７年度算定によるものであり、変更することがある。

年額１１，７４１円／㎡（消費税相当額は別途）

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

注：光熱水料は、別途徴収する。

7　業務期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日

ただし、必要に応じ５年を超えない期間で国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、売店の設置及び撤去に要する期間は使用許可期間に含むものとする。

8　費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

9　名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

10　管理責任

(1)　乙は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。

(2)　乙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する諸法令の遵守について、一切の責任を負わなければならない。

(3)　乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

11　衛生等の保持

乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12　情報保全の遵守

(1)　乙は、甲及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2)　乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13　損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14　自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、１か月前に甲に通知し甲の指示に従い解除することができる。この際、乙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

15　業務仕様

(1)　乙は、自ら提出した企画提案書に基づく業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

(2)　本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(3)　乙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へ立ち入らないこと。
(4)　売店の設置、移設及び撤去に係る経費は、乙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
(5)　乙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲の承認を得ること。
(6)　乙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他経費を負担しなければならない。
(7)　乙は、甲が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
　なお、乙は、停電作業等が原因で使用機器及び商品等に損害があった場合は、甲に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
(8)　販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
(9)　営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後に販売すること。
(10) 乙は、商品の瑕疵等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は即時に対応すること。
(11) 乙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書の写し等）その他担当職員の指示する書類を提出しなければならない。
(12) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議する。

16　仕様の細部
仕様細部については、仕様書（その２）のとおり。

17　その他
(1)　甲の都合により営業が中止又は日時内容等が変更された場合、これによって発生した費用、損害等について、乙は一切賠償を請求しないものとする。
(2)　この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を行う。

仕様書（その２）

１　募集業種
　　物品販売

２　設置場所
　　静浜基地厚生センター１階

３　国有財産使用許可面積
　　売店エリア　６６．７６㎡
　　倉庫　　６．２５㎡

４　国有財産使用料
　　年額１１，７４１円／㎡（消費税相当額は別途）
　　（令和７年度の算定によるものであり、変更することがある。）
　　注：光熱水料は、別途徴収する。

５　営業日及び営業時間
　　別途協議の上、決定するものとする。

６　販売品目
　　原則として、飲食品及び日用生活品を取り扱うものとし、それ以外の取扱品目については別途協議とする。

７　既存売店保有備品
　　原則、撤去する。

８　その他の営業条件
(1)　切手、葉書、階級章及び防衛記念章の販売は認めない。
(2)　販売品の転売及び委託販売は認めない。